

会社の機関設計(株式会社)

東京大学経済学部 高橋伸夫

2005年公布、2006年5月1日施行の会社法では、最低資本金制度の廃止や有限会社法の廃止に伴う株式会社制度の利用対象企業の拡大にともない、株式会社における機関設計の自由化が行われた。具体的にいえば、公開会社・大会社以外の株式会社については、より簡略な機関設計ができるようになっている。

ここでいう公開会社と大会社は会社法上の概念なので注意が要る。たとえば、公開会社は通常は株式市場への上場企業を指して用いられるし、会社の大小は従業員数などをもとにして分類されることも多い。しかし会社法では次のような定義がなされている。

- ① 公開会社……その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社(会社法 2条5号)。
- ② 大会社……最終事業年度に係る貸借対照表で、次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社(会社法 2条6号):
 - (a) 資本金として計上した額が5億円以上。
 - (b) 負債の部に計上した額の合計額が200億円以上。

会社法では、公開会社である大会社に許されている機関設計としての選択肢は二つのみである。一つは従来の株式会社で一般的にとられていたものと基本的に同じ監査役会設置会社(会社法 2条10号)で、もう一つは、比較的新しい委員会設置会社(会社法 2条12号)である。このうち前者の監査役会設置会社については、従来から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下「商法特例法」)で、大会社では監査役全員で監査役会が組織されていた(商法特例法 18条の2 1項)。

後者の委員会設置会社は、米国の制度をモデルにして、2003年施行の商法特例法改正によって導入された「委員会等設置会社」と基本的に同じ制度である。指名委員会・監査委員会・報酬委員会の各委員会は、取締役の中から取締役会の決議により選定した委員3人以上で組織され、各委員会の委員の過半数は社外取締役でなければならない(会社法 400条)。また正確に言えば、株式会社の機関は株主総会以外に取締役、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、委員会であり(会社法 326条)、執行役は機関になっていない。ただし執行役は取締役を兼ねることができる(会社法 402条6項)。執行役の任期は1年(会社法 402条7項)。また、委員会設置会社は監査委員会があり、監査役を置いてはならないことになっている(会社法 327条4項)。これに対して、監査役会設置会社においては、監査役は3人以上で、そのうち半数以上は社外監査役でなければならない(会社法 335条3項)。

公開会社以外の会社または大会社以外の会社については、もちろんフルスペックで、監査役会設置会社や委員会設置会社でもかまわないわけだが、より簡略な機関設計もできるようになっている。最低限、株式会社は1人または2人の取締役だけは置かなければならないが(会社法 326条1項)―実際、公開会社以外の会社でかつ大会社以外の会社の場合には選択可能―、条件次第で多様で自由な機関設計が許される。公開会社・大会社で一般的な監査役会設置会社を基本にして考えると、会社法では、表1のような条件で簡略化が可能とされている。

図1. 監査役会設置会社の必要的機関

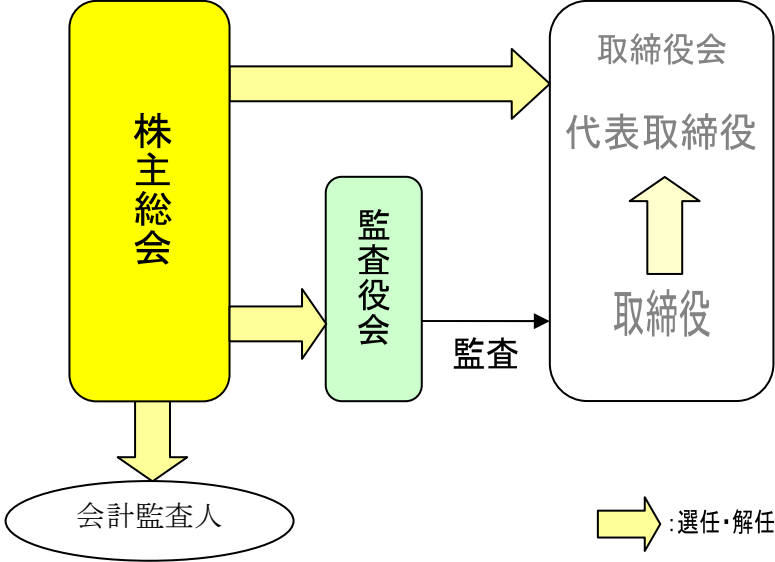


図2. 委員会設置会社の必要的機関等

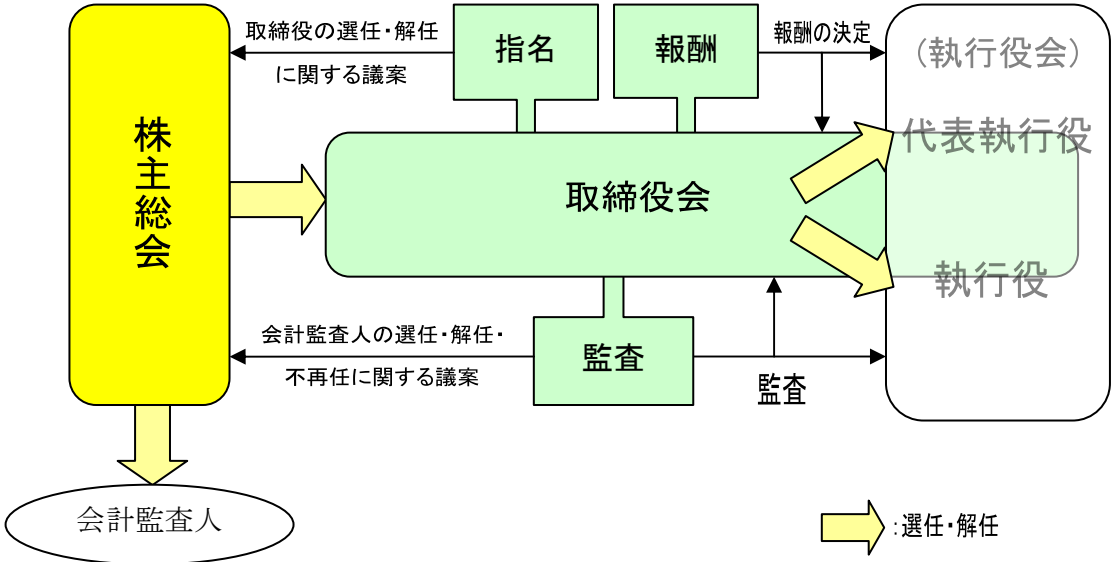


表1. 株式会社の機関設計の自由化

	大会社	大会社以外の会社
公開会社		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会: 強制設置(会社法 327条1項) ・ 監査役: 強制設置(会社法 327条2項) ・ 会計監査人: 任意設置(会社法 328条1項)
公開会社 以外の 会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会: 任意設置(会社法 327条1項) ・ 監査役: 強制設置(会社法 327条3項) ・ 会計監査人: 強制設置(会社法 328条2項) 	会計監査人を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会: 任意設置(会社法 327条1項) ・ 監査役: 強制設置(会社法 327条3項) 会計監査人を設置しない場合(会社法 327条2項) <ol style="list-style-type: none"> ① 取締役会を設置しない場合……監査役・会計参与は任意設置 ② 取締役会を設置する場合……監査役または会計参与を強制設置